

# 公益社団法人 神奈川県馬術協会 役職員倫理規程

(令和元年11月19日理事会決定)

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人神奈川県馬術協会(以下、「本協会」という。)の役員・職員(以下「役職員」という。)が順守すべき倫理に関する事項を定めることにより、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

## (役員・職員の範囲など)

第2条 この規程において、「役員」とは、本協会定款第19条第1項に規定する理事及び監事ならびに本協会委員会規則第2条～第7条に規定する各委員会委員をいう。

2 この規程において、「事実調査」とは、役職員及び関係者からの事情聴取、資料等の提出を求めることなど事実を明らかにするために行われる一切の行為をいう。

## (基本的責務)

第3条 役職員は、定款第3条に規定する本協会の目的を達成するため、その使命にふさわし倫理を自覚して行動しなければならない。

## (遵守事項)

第4条 役職員は、日常生活の行動について常に公私の別を明らかにし、その役職や地位を利用して自らの私的な利益を図ることや幹旋・強要してはならない。

2 役職員は、本協会の活動に関連し、関係業者等やその職務の行使の対象となる者から一切の利益や便宜の供与を受ける等の社会的疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

3 役職員は、職務上知り得た情報を特定の者に対して有利に用いる等の不当な利用をしてはならない。

4 役職員は、補助金、助成金等の会計処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、目的外の流用や不正行為を行ってはならない。

5 役職員は、暴力行為、イジメ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、差別、暴言、その他人権尊重の精神に反する言動を行ってはならない。

6 役職員は、暴力団など反社会的勢力の構成員となってはならず、反社会的勢力と交際及び取引してはならない。

7 役職員は、賭博、強盗、恐喝、窃盗、強制わいせつ、暴行など刑事犯罪を犯してはならない。

8 役職員は、麻薬及び向精神薬取締法に違反する行為を行ってはならない。

9 役職員は、名誉を重んじ、常に品位を高め本協会の信頼を維持するように努めなければならない。

10 職員は、本協会の許可を得て他の業務に就く場合であっても、本協会の信用を損なう行為をしてはならない。

11 役職員は、正当な理由なく第10条の事実調査を拒んではならない。

## (実効担保体制)

第5条 この規程の実効性を確保するため、本協会に倫理委員会と相談窓口を置く。

## (倫理委員会)

第6条 倫理委員会の構成は次のとおりとする。

(1)委員長 1名(副会長)

(2)委員 3名～5名(理事長、委員長選出理事、組織外有識者)

2 委員は、委員長が候補者を選出するものとし、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 委員の委嘱期間は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員会は次の事項を所掌する。

(1)綱紀粛正を図るための改善意見を会長に具申すること。

(2)第10条に規定する事実調査及び審査を行い、懲罰の原案を作成して会長に意見具申すること。

(3)この規定の遵守の徹底を図ること。

5 倫理委員会は、第10条に規定する場合のほか、委員長が必要と認めるとき随時招集する。

6 倫理委員会の事務局は、総務委員会に置くものとする。

- 7 この規程に定めるもののほか、倫理委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が倫理委員会に諮って定める。

(相談窓口・相談員)

第7条 役職員からなされた苦情相談に対応するため、本協会総務委員会事務局に相談窓口を設置し相談員を置く。

- 2 倫理委員会委員長(以下「委員長」という。)は、相談員男女各1名と補助相談員男女各1名を指名する。
- 3 相談員は、苦情相談の対応に際し、複数であたるものとする。なお、苦情申立者が希望する場合は、同性の相談員と補助相談員が対応する。
- 4 相談員は、相談内容を委員長に報告する。
- 5 相談員は、委員長の指示を受け第10条に規定する事実調査を行う。
- 6 補相談員は、相談員を補助する。

(苦情相談の申し出)

第8条 役職員は、相談窓口又は倫理委員会に対して苦情相談を行うことができる。

(懲罰の種類)

第9条 本規定による懲罰の種類は次のとおりとする。ただし、職員については職員就業規則の定めに従う。

- (1) 解任
- (2) 戒告

(処分等)

第10条 役員に第4条の規定に違反する恐れがあると認められる場合、倫理委員長は直ちに事実調査を開始し、その行為を防止する。

- 2 役職員に第4条の規定に違反する行為があったと疑うに足る相当な説明がある場合、倫理委員会は、直ちに事実調査を行う。
- 3 前2項の調査の結果、役員に第4条の規定に違反する行為があったと認められた場合、会長は、倫理委員会の報告を受けて理事会に諮り、第10条に規定する懲罰を科す等の必要な措置を講ずるものとする。ただし、理事及び監事の解任については本協会定款の定めに従う。
- 4 第4条の規定する行為があったと疑われる職員から辞職の申出があった場合、会長は、第2項の事実調査と第5項の処分がなされるまで辞職の承認を保留する。
- 5 第1及び2項の調査の結果、職員に第4条規程に違反する行為があったと認められた場合、会長は、倫理委員会の報告を受けて職員就業規則に規定する処分を行うものとする。
- 6 本協会は、処分を決定した場合には懲罰対象者に処分の内容、処分理由を文書にて通知
- 7 本協会は、苦情申立者に調査、処分等の結果を文書にて通知する。

(利害関係者の排除)

第11条 苦情申立者又は懲罰対象者と利害関係にある者は、当該事案処理の対応にあたることはできない。

(苦情申立者のプライバシー保護)

第12条 当該事案における苦情申立者の個人情報の取り扱いは、本協会個人情報保護規程によるほか、必要な場合を除いて匿名とする。

(苦情申立者に対する不利益扱いの禁止)

第13条 本協会は、苦情申立者が申立をしたことを理由に、苦情申立者等に対して不利益な取り扱いをしないものとする。

- 2 本協会は、苦情申立者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行ったものがいた場合には、本規程により処分することができる。

(不正目的の申立の禁止)

第14条 苦情申立者は、不正の利益を得る目的、本協会又は第三者に損害を与える目的、その他不正の目的で申立てを行ってはならない。

- 2 本協会は、前項に該当する申立てを行ったものに対し、本規程により処分することができる。

(懲罰対象者の弁明・仲裁付託)

第15条 本協会による最終的な処分決定にあたっては、最終決定以前に、懲罰対象者に弁明の機会が与えられる。

2 本協会の最終的な処分決定に対し、当該者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁を付託することができる。

(その他)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

この規程に定められた以外の事項については、公益社団法人 日本馬術連盟会員倫理規程に準ずるものとする。

(附則)

この規程は、令和2年1月1日から施行する。(第1条～第16条)